

議案第 4 号

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

平成 29 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年かすみがうら市  
条例第 37 号）の一部を次のように改める。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和  
22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児  
童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の  
規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童  
を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規  
定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

（1） 育児休業をしている職員が、産前の休業（かすみがうら市職員の勤

務時間、休暇等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第36号。以下「勤務時間条例」という。）第14条の規定による特別休暇をいう。）を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。